

介護保険制度は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援する制度です。



●加入者（被保険者）

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者
対 象 者	満65歳以上の方	満40歳～満64歳以下の医療保険に加入している方
保険給付の 対 象 者	入浴や食事などの日常生活動作で介護が必要になった方	16種類の病気（特定疾病）によって介護が必要になった方
介護保険料の 決 め 方	所得に応じて13段階に設定 白老町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された基準額をもとに、住民税の課税状況や前年の所得等に応じて決められます。	加入している医療保険ごとの算出方法によって決定
介護保険料の 納 め 方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額が18万円以上（月額1万5千円以上）の方は原則として年金から天引き（特別徴収） ・ その他の方は、納付書又は口座振替で支払い（普通徴収） ・ 転入された方 年金を受給されている方は、年金から保険料を天引きする特別徴収が原則となりますが、特別徴収が始まるまでに少なくとも6か月の日数を要しますので、それまでは白老町から送付される納付書または口座振替により納付していただきます。 (普通徴収) 	加入している医療保険の保険料と合わせて納付

【保険料・令和6年度～令和8年度】

国の制度改正により、第1段階から第3段階の保険料が軽減されています。（※軽減前保険料）

区 分	対 象 者	年間保険料額（円）
第1段階 (基準額×0.455)	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者。 老齢福祉年金を受けていて世帯全員が町民税非課税の場合。 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の場合 	※32,400 (公費軽減後 20,300)
第2段階 (基準額×0.685)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の場合 	※48,800 (公費軽減後 34,600)
第3段階 (基準額×0.690)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が町民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える場合 	※49,200 (公費軽減後 48,800)
第4段階 (基準額×0.9)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合 	64,200
第5段階 (基準額×1.0)	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合 	71,300
第6段階 (基準額×1.2)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の場合 	85,600
第7段階 (基準額×1.3)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の場合 	92,700
第8段階 (基準額×1.5)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の場合 	107,000
第9段階 (基準額×1.7)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満 	121,200
第10段階 (基準額×1.9)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満 	135,500
第11段階 (基準額×2.1)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満 	149,800
第12段階 (基準額×2.3)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満 	164,100
第13段階 (基準額×2.4)	<ul style="list-style-type: none"> 本人が町民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上 	171,200

●保険料を滞納すると…

特別の事情がないのに保険料を滞納すると、利用者負担が1割～3割から10割（全額自己負担）と

なり、申請により後で9割～7割分の払い戻しを受けたり、滞納期間に応じて介護保険の給付が制限されたりする措置がとられます。